

総務省告示案（新旧対照表）

○統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件（平成二十一年総務省告示第二百十六号）（抄）

改正案

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）附則第五条の規定に基づき、法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条の規定により指定を受けている指定統計のうち、法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなすものを、次のとおり公示する。

名称 (略)	作成目的 (略)	作成者 (略)	作成方法 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

現行

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）附則第五条の規定に基づき、法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条の規定により指定を受けている指定統計のうち、法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなすものを、次のとおり公示する。

名称 (略)	作成目的 (略)	作成者 (略)	作成方法 (略)
埋蔵鉱量 統計	埋蔵されている鉱物（石炭、亜鉛、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスを除く。）の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
(略)	(略)	(略)	(略)